

第1回保健福祉審議会議事録

開催日時：平成30年10月25日（木） 13：30～14：15

開催場所：役場議会棟1階 全員協議会室

協議事項：議案1「太子町自殺対策計画」について

出席委員：龍田孝夫委員 稲田直彦委員 中谷裕美委員 福田秀樹委員 釣田孝三委員
八幡龍三委員 田中孝生委員 西脇英子委員 小田久美子委員 前田喜彦委員

欠席委員：森澤英一委員

事務局：岡田俊彦生活福祉部長 和田淳子副課長

説明員：藤野和徳社会福祉課長 田中秀彦係長 山本朋愛主査

説明補助員：株式会社ぎょうせい より1名

発言者	内容
事務局	定刻になりましたので、只今より平成30年度第1回太子町保健福祉審議会を始めさせていただきます。 本日の審議会の日程は、お手元に配付しております次第に従いまして、進めさせていただきます。それでは、審議会の開会にあたりまして、服部町長よりご挨拶申し上げます。服部町長よろしくをお願いします。
町長	委員の皆様には、公私何かとご多忙の中、本日の第1回太子町保健福祉審議会にご出席賜り、誠に有難うございます。平素は、当町の保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。 さて、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況から、平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村は国の自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、区域内における自殺対策についての計画を定めることが義務づけられました。 太子町では、年間平均6件の自殺が発生していることから、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、本年度、自殺対策計画を策定することとしております。本日は、担当課より自殺対策計画策定に係る説明をいたしますので、委員の皆様には慎重なる審議をいただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが開会にあたっての挨拶とさせていただきます。
事務局	ありがとうございました。次に、平成30年4月1日付の委員の改選後、

	初めての審議会となりますので、委員の皆様の紹介をさせていただきます。
各委員	【事務局が委員紹介、委員あいさつ】
事務局	【行政側紹介】
事務局	さて、本審議会は11名の委員で構成されており、本日は9名の委員に出席をいただいております。太子町保健福祉審議会条例第6条第2項の「審議会は委員の2分の1以上の者が出席しなければならない」という規定を満たしており、本会議が成立していることを報告させていただきます。 それでは、ただいまより、審議会を開会いたします。 まず、次第の4、会長の選出に入らせていただきます。 保健福祉審議会条例第5条第1項に「審議会に会長を置き、委員の互選により定める」との規定がありますので、委員の皆様から会長のご推薦をいただきたいと思います。どなたかご推薦いただけませんか。
西脇委員	釣田委員にお願いしてはどうでしょうか。
事務局	ただ今、西脇委員より「釣田委員の会長就任を」というご推薦がありました。他にご意見はございませんか。 無いようですので、委員の皆様にご異存がないようでしたら、拍手をもってご承認いただきたいと思います。 (拍手) 委員全員の推薦によりまして、釣田委員が会長に選出されました。釣田委員には、会長席への移動をお願いいたします。 ここで、新会長よりご挨拶をいただきます。釣田会長よろしく願います。
釣田会長	ただいま、会長に選出されました釣田でございます。 不慣れではありますが、太子町の保健福祉施策が一層充実するよう、皆様のご協力を得ながら会議を進めて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	それでは、只今より審議に入らせていただきます。議長は、審議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、会長が議長を務めることとされておりますので、これからの議事進行につきましては、釣田会長をお願いいた

釣田会長	します。なお、町長は、ここで退席させていただきます。 それでは、只今より議長を務めさせていただきます。委員の皆様には、改めましてご協力の程よろしく申し上げます。 ここで、審議に入る前に、審議会条例第5条第3項の規定に基づきまして、会長職務代理者として、龍田孝夫委員を議長より指名させていただきます。 また、本日の審議会議事録の署名委員を、審議会規則第4条第2項の規定に基づきまして、議長より指名させていただきます。署名委員は、福田秀樹委員、八幡龍三委員にお願いします。 それでは、次第にあります議題「太子町自殺対策計画」について説明を受けます。本日の説明員につきましては、社会福祉課職員が行います。説明員として、藤野課長、田中係長、山本主査の出席を求めています。 それでは、「太子町自殺対策計画」について、説明をお願いします。
説明員	社会福祉課長の藤野でございます。どうぞよろしくお願いします。座って説明をさせていただきます。 最初に、説明員のほかに今回の計画の策定に当たり、業務委託しております、株式会社ぎょうせいの西山主任研究員が説明補助員として同席しておりますことご報告し、ご了承いただきたいと思います。 それでは本日、議題にあげております「太子町自殺対策計画」についてご説明いたします。今回は、計画の概要についての説明となりますが、その前に、本計画策定の趣旨、法的位置づけについてご説明いたします。 平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、我が国の自殺対策は大きく前進し、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、自殺者の数は減少傾向にあるなど、着実に成果を上げています。 しかし、日本の自殺死亡率は、主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える水準で推移しているなど、非常事態はいまだ続いている状況です。そうした中「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法が改正されました。 自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことなどを基本理念に明記するとともに、自殺対策の地域間の格差を解消し、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県、市町村において、自殺対策についての計画を定めることが義務付けられまし

	た。 自殺対策基本法第 13 条第 2 項には「市町村は、地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする」と記載されております。つまり、全国の市町村が、既存の事業を最大限に活用し、地域の実情に応じて全庁的な取り組みを行うことで、我が国の自殺対策が更に大きく前進すると考えられます。 当町におきましても、去る 9 月 26 日に町内で無理心中とみられる自殺があったように、毎年数件の自殺が発生しております。当町の自殺の状況などについては、後ほどご説明いたしますが、当町の自殺対策を明文化し「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指していきたいと考えますので、ご審議の程よろしく申し上げます。 続きまして、計画の概要につきまして、事前に配付させていただいております資料に基づき、地域福祉係長の田中がご説明いたします。
説明員	地域福祉係長の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。 それでは、計画の概要につきまして、ご説明いたします。お手元に「1. 計画策定の全体像と基本的な視点」と記載しました資料をご用意ください。 【説明】 以上で説明を終わります。
釣田会長	説明員の資料説明が終わりました。只今、説明がありました内容につきまして、これより質疑を行います。質疑やご意見はございませんか。
稲田室長	資料を見ると町の自殺者数の母数は少なく、2009 年から 2017 年の間は上がったり下がったりしています。折れ線グラフでも確認できるように、全国的には本件は減少傾向にあります。なぜどの層が減少しているのかは、以前県庁で健康づくりの計画を作成していた際には自殺について記載したことがあります。年寄りや働き盛り世代は減っていますが、資料 2 ページの一番下の年齢区分別のグラフを見ると、一番左の 20 歳未満は 3.5% となっており、計算すると 2 人、次 (20-29 歳) が 7 人で、全国や県と比べても、30 代も同じですが割合が高いことが分かります。若い世代は減っていないことから、今の説明にもあったように、特に若い世代に向けた対策を計画に盛り込んでいただきたい。質問ではなく、意見です。

釣田会長	他に質疑やご意見はございませんか。 無いようですので、これで質疑を終わります。委員の皆様には、本審議会の円滑な運営にご協力を賜り、誠にありがとうございました。心より感謝申し上げます。 以降の進行を事務局へ返します。
事務局	それでは、事務局より今後の日程等を連絡させていただきます。先ず、今年度の審議会は、4回予定しております。第2回の審議会は、11月29日（木）午後1時半より、この建物2階の常任委員会室で行います。また第3回を12月頃、1月以降でパブリックコメントの実施を挟んで、第4回を2月頃とし、答申を出していただく予定としております。 第2回の審議会では、本日ご説明させていただきました「太子町自殺対策計画」の諮問と審議をお願いしたいと考えております。 開催については、後日委員の皆様にご案内を郵送させていただきます。11月29日のご都合が悪い方は、審議会後、事務局までお知らせください。 2点目としまして、本日の会議録につきましては、作成でき次第、各議事録署名委員に確認をお願いし、署名をいただきに回らせていただきますので、よろしくお願いいたします。 3点目としまして、委員報酬につきましては、お届けいただいております金融機関口座へ、後日振り込ませていただきますので、ご確認をお願いしたいと思います。 事務局からは、以上です。何かご意見、ご質問等はございませんでしょうか。 無いようでしたら、これで、本日の審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

太子町保健福祉審議会規則第4条の規定によりここに署名する。

平成30年11月16日

署名委員 福田 秀樹

署名委員 八幡 龍三